

火災予防条例一部改正に伴うお知らせ

令和8年1月1日から、林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始します！



令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災では、林野約3,370ha、死者1名、住宅約90棟を焼損する甚大な被害が発生しました。

このような災害を踏まえ、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことから、火災予防条例の一部を改正することとなりました。



林野火災の発生原因の大半は、たき火や火入れといった人為的な要因によって発生しています。皆様の林野火災予防へのご協力をお願いします。

1 林野火災注意報・警報について

気象状況から、林野火災の予防上注意を要すると認められる場合には、「**林野火災注意報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について努力義務を課すこととなります。

さらに、林野火災の予防上危険を要すると認められる場合には、「**林野火災警報**」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について義務を課すこととなります。

2 林野火災注意報・警報の発令基準について

【林野火災注意報の発令基準】

1月から5月の期間において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことも可能である。

【林野火災警報の発令基準】

1月から5月の期間において、林野火災注意報の発令基準加え、**強風注意報**が発表された場合。

3 林野火災注意報・警報の発令された場合における火の使用の制限について

火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり「火の使用の制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて理事長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

※火の使用の制限（努力義務を含む。）対象区域にあっては、森林法で定める森林となります。森林法で定める森林は、マッピングぐんま URL をご覧ください。

→ <https://www.pref.gunma.jp//page/16094.html>

4 林野火災注意報・警報発令時「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられて罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。

一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して **30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。**

5 林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、消防署等での看板掲出、消防車両での巡回広報、各市町村の防災無線等にて周知いたします。

6 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について ※たき火が届出対象となりました！

火災予防条例第45条の規定により、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければなりません。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 （たき火を含む）。
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店当の開設（対象火気器具を使用する場合に限る。）

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

※赤字部分が新設内容となります。

届出対象期間及び区域

通年及び多野藤岡広域消防本部管内全域となります。

山火事注意



問い合わせ先

多野藤岡広域消防本部

〒375-0024 群馬県藤岡市藤岡 982 番地

電話番号：0274-22-1306

FAX 番号：0274-22-4899

多野藤岡広域消防本部 HP

http://www.fd-tanofujioka.jp/fd_web/